

議長（上田順康君）順番4、7番 清水信弘君。

〔7番（清水信弘君）登壇〕

7番（清水信弘君）質問席より質問いたします。

弥生3月、二十四節気の啓蟄は6日、土中の虫が春の光を求め出しました。大八洲を桜色に染め上げ、北に向かう前線の便りは既に聞かれています。和歌山市の開花予想はちょうど彼岸、春分の頃、厳しかった今年の冬の寒さに負けず、例年より四、五日早い開花となります。桜の名所、庚申山の高野口公園、橋本駅から丸山公園、橋本高校へ、時間豊かに流れる私たちのまちに、心、暮らし潤う紀北路にらんまんの春はもう間近、新市誕生おめでとうございます。

これより一般質問であります。通告に従い、まず、水道のことからただしたいと思えます。

この合併について、旧高野口町民の大きな心配の一つは水でありました。昨年4月より展開された辻本町長リコールのスローガンは、「高野口の名前はなくすわ、役場はなくす、水までなくしてごみが来る。これがうわさの対等合併」というものでありました。高野口という名前は残るじゃないかと、自治体がなくなるという意義をとらえ切れなかった幼い反論もありました。また、ごく最近、区長会と仄聞しましたが、その席で一区長が、役場がなくなるのは不便だから残してほしいと要望があり、役場幹部職員がそれに答えて、高野口町の議員は在任特例があるのだから、その間に頑張ってもらって、役場を残してもらうようにすればよいという途方もない発言、すなわち、恐れ多くもかしこくも、合併協議

会の決定を真っ向から否定する発言があったと聞き、絶句してしまいました。

この、高野口、橋本の合併は全国にもまれな、否、まれにも見ない、合併即、一方の役場は20人体制、1年で完滅させるという合併で、それをよしとしない住民が立ち上がってリコール投票まで行い、その結果、小差とはいえ辻本さんの言うことが信任され、その言葉どおりのことが粛々となされているにすぎないのです。役場はなくなるのです。町会議員の給料は44万円になるのです。

さて、命の源である水が変わるということは、旧高野口町民には大きな関心事でありました。私は橋本市の水道関係者から、橋本は真土の水源地から京奈和自動車道の側道に沿って水道管を布設中である。高野口との接続がなれば、できる限り速やかに給水を開始したい。接続後は水道管を空管で置いておくことはできないとの事情も伺いました。財政上も、高野口、橋本と2水源を保有しておくことは無駄に過ぎる。合併の趣旨にももとるということはだれにでもわかります。それは、極めて合理的な理論であります。

昨年前半時点だったと思いますが、京奈和自動車道の工事関係者に、側道の完成時期を聞きました。ほぼ3年以内とのことでありました。前述の合理的な理由により、旧高野口町の水は3年程度で飲めなくなるということにならないでしょうか。そのことについて、新市の職務執行者の辻本元町長は、各町内で多数の議員同席の説明会において配布したピラ及び私の一般質問においても、そういうこと、すなわち、高野口地区が二、三年のうちに橋本市の水道の水になるということは、合

併協議会で確認されていない、高野口町の水はこのまま10年間飲み続けてもらおうと言い張っておられました。

いま一度問いたい。今後も約10年間、高野口の水は旧町内に供給されるものですね。私は、永遠に高野口の水を飲み続けたいと言っている方を多く知っています。それらの方に、済まんけど、あと10年でこらえたってよと、改めて報告させていただいてよろしいわけですね。

2番、辻本町政発足当時の広域焼却場問題のどたばた劇は、平成15年9月の高野口町クリーンセンターの閉鎖、それに続く旧応其中学校に生ごみまで野積みするという、今考えてもおぞましいクライマックスがありました。

新焼却場の考え方を白紙に戻せという運動があり、住民多数の署名が集まり、その請願を高野口町議会が採択したことによる混乱劇で、請願採択による意趣返しとも言うべきクリーンセンターの閉鎖劇でありました。それにより、貴重な税金が500万円余りも使われました。そのことを改めて新市住民にお伝えしたく思います。

そのクリーンセンター閉鎖について、その当時、辻本職務執行者が発した町民への「町民の皆さまへ」とする文章があります。加えて、平成16年9月議会の私の一般質問でのやり取りがここにあります。開陳してみたいと思います。

平成15年9月25日、「町民のみなさまへ（御願い）」とする高野口町長辻本仁至（公印省略）。「清掃センターを当面の間、閉鎖することになりました。去る9月22日の高野口町定例議会に於いて「高野口町大字大野地内での広域ごみ中間処理場建設計画白紙撤回に関する請願」が採択されました。このため、現在の清掃センター周辺住民から「広域ごみ中間処理

場が進められていくことの条件で今日まで操業に関しての覚書を二度も延長してきましたが、このような事態になっては、操業を停止するように」との申出があり、町当局は、地元の皆様に操業の御願いを致しておりますが、当面の間清掃センターを閉鎖せざるを得なくなりました。9月25日より旧応其中学校跡地へ集積することになりました。粗大ごみ、分別ゴミについても同様となりました。

つきましては、旧応其中学校跡地周辺の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、よろしく御願いいたしますとともに、町民の皆様には、排出ごみ等については、極力減量にご協力をおねがいたします。

1年たちまして、平成16年9月21日、高野口町議会一般質問で、私とのやり取りであります。私が、「清掃センター閉鎖の件が出てきましたが、町長、あれはとめられたんですよ。向こうの方は、おれたちにはそういう権利はないと言っておられますが。」町長「協定書の内容が16年の4月までに撤去しろというものであった。広域のごみ処理施設のめどが立たないのであれば、すぐ撤去しろとの申し入れがあった。だから、私がとめて、稼働させてほしいという話し合いを持った。」「そして、とめたのは要するに町長ですね。」「稼働しながら話し合いをしていくのは難しいという中で、私がいったんとめた。」「それはちょっとおかしい。請願採択後の全員協議会で、環境保全委員会ご代表が、明日からとめると言っていますとの話があって、きっちりそのようになりましたのでね。まさか町長がとめたとは思ってもいなかった。とめたのは町長ですね。」「向こうはとめれとは言っていない。とめられる可能性はあるということは話したと思います。撤去しろとの要望があるので、こちらとしてはそういう判断をしなければならぬかということで、向こうからとめ

れとは言われておりません。」「そしたら町長がとめたということで判断する……」以下ありますけど省略します。

ところで、最近、当時のクリーンセンター従事者から、辻本町長の最初の言葉どおり、付近住民の代表者がとめに来たとの確認を得ています。これらがすべて事実であるとすれば、辻本職務執行者に問いたい。あなたが発した文章、いわゆるピラ、議会発言は事実であるのは明白、クリーンセンター従事者の話は、あなたの最初の文章そのまま、事実と推定されます。とすれば、そごするこれら事実における真実は那邊にあるやを問いたく思います。

3番目、特別養護老人ホームさくら苑について。この施設に1億4,000万円、当初は1億7,000万円の補助を行うに際して、辻本元町長の町内各所での住民説明会での言行録が高野口町公室に残っています。そのうちの一つ、平成14年10月1日、伏原第2会館において、「高野口町民が入所する場合は、他町より安くしていただきたいと要望しています。高野口町の人を最優先していただきたいと要望しています」と発言し、また、住民より「破格の負担をしているのでは」と問われたことでは、「町民については、部屋代を安くしてほしいと、そのために運営費を出していますので、少なくとも他の町の半額にしてほしいと申し入れています。破格の負担と言われるが、高野口町民が1人1万円ということで考えれば、決して高い金額ではない」との言葉も記されています。

現在、さくら苑の入所者について、高野口町民は半額という約束は守られているのでしょうか。また、現在、旧高野口町民は何人入所しているのでしょうか。そのパーセンテージもあわせてお答えいただきたいと思います。

以上、質問席より終わります。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者（辻本仁至君）登壇〕

市長職務執行者（辻本仁至君）清水議員のご質問にお答えいたします。

まず、クリーンセンターの問題から答弁させていただきます。

高野口町のクリーンセンターの閉鎖の件についてでございますけれど、平成16年9月、第3回高野口町議会定例会において、清水議員から質問がございました。その折に答弁したとおりでございます。

続きまして、特別養護老人ホームさくら苑につきましてお答えいたします。

入所費用につきましては、ご利用者と特別養護老人ホームさくら苑との個人契約となります。施設より入所に際して説明を受け、利用者が納得して契約を結ぶこととなります。

1割負担部分は、要介護度に応じた単価が法律により定められており、行政や法人が独自に減額することはできません。ただし、低所得者に対する施策として、減額となる場合がありますけれども、一律に半額とはなりません。

また、さくら苑に要望しておりました、高野口町民については半額にしてほしいという件につきましては、法律上できないということの回答を得ておりますので、法律上無理だということです。

また、現在の旧高野口町民の方のさくら苑での入居者数は15人でありまして、入所定員は50人でありまして、その割合は30%でございます。

以下、残余の件につきましては、担当参与よりお答えいたします。

議長（上田順康君）上下水道部長。

上下水道部長（井手上治巳君）高野口の水道について、ご質問にお答えいたします。

3月1日の合併によりまして、橋本市水道事業は、現在、橋本水道事業と高野口水道事業の2事業があります。これは水道料金が異なることから、2事業を設置しているところでもあります。

また、水源については、橋本水道事業は紀ノ川の表流水を水源とし、高野口水道事業は地下水に依存しているところでもあります。

ところで、水源についての合併協議会での調整内容は、水源については、それぞれ現行のとおりとし、新市の事業認可において、一元化を計画するとなっており、確かに議員おただしのように、高野口水道事業において、ここ二、三年のうちに橋本水道事業と同じ水源になるとは確認されていません。

ここで言う事業認可での一元化とは、橋本水道事業と高野口水道事業の料金を統一する平成21年3月までに、厚生労働省へ事業認可の申請をし、事業認可と同時に2事業を統合し、1事業にするとともに、将来計画として水源も同一水源とするということでもあります。

しかしながら、ご承知のとおり、現況では橋本の真土の浄水場から高野口浄水場までの連絡管がつながっていない状況であります。したがいまして、連絡管の布設工事が完了するまでの間は、高野口水道事業においては、今までどおりの地下水を飲んでいただくことになります。

なお、連絡管の布設工事の期間であります。が、合併特例債が適用となる10年間をめぐりに工事を完了し、連絡管工事が完了した時点で、水源を紀ノ川の表流水の1本ということで、一元化ををしまいたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君、再質問ありますか。

7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）1番の、まずその前に、職務執行者の答えは、これ答弁になってないと思いますので、1番の水道について伺いたいと思います。

これ、はっきり言ってくださいよ。10年間は飲めるんですね。早目につないでもその分は通水しないという理解でよろしいんですね。

議長（上田順康君）上下水道部長。

上下水道部長（井手上治巳君）財政計画等を立てた上で、つなぐ時期につきましては十分検討してまいりたいと考えております。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）違うんですよ。つないだとしても、10年間は飲まずという回答を私にはいただいているわけですよ。それで間違いないんですねと聞いておるわけですよ。二、三年のうちにつないでも、あと7年は高野口は高野口のままにいてるんですね、そういう格好で辻本さんが回答しているわけですよ。それでよろしいんですね。

議長（上田順康君）上下水道部長。

上下水道部長（井手上治巳君）10年程度を目標と考えております。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）そしたら、早目に連結した場合に、空管で置いておくことはできないという回答を私にはもらっているわけですよ。置いておくわけですか。それとも適当な方法があって、例えば3年で終わってあと7年間、そのパイプを何もしないで置いておくことは可能なんですか。

議長（上田順康君）上下水道部長。

上下水道部長（井手上治巳君）財政計画等を立てた上で、十分検討してまいりたいと思っております。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）財政計画でパイプ保てるんですか。技術的に可能なんですか、物理

的に可能なんですか、科学的に可能なんですか。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）旧の橋本市の関係者というのは私でございます。それで、京奈和につきましては3年で完成、一部完成しますけれども、側道についてはそういうことになっておりませんし、今、橋本は東のほうからその連絡管を入れてございますけれども、側道ができておるところについても、まだできてないところがございます。ということで、工事そのものが10年ほどかかるということでございます。ということで、空管で置いておくということではなしに、二、三年で完成するということじゃなしに、工事そのものがそれぐらいかかるということでございます。特に、橋本から高野口に行く連絡管についても、口径、そういうものにつきましても、まだ検討してございません。ということで、350か400ミリかそういうことも含めまして、これから計画していくような状況でございますので、側道ができたからもう管も入ってるんやという感覚ということにはならんということでございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）ちょっと私の理解が足りなかったのかもわかりませんが、側道の工事関係者に聞いたときには、同時にやっていくのが一番合理的だし、二、三年のうちにはできると聞いたわけですよ。ほんで二、三年のうちにできたら、通水しないと空管で置いておくことはできないんでしょう。私もそれは当たり前だと思うし、とても合理的な考えで、それはもう仕方ないなと思ったんだけど、高野口の町民の方の意向はものすごく強いわけですよ。死ぬまで飲ませとかね。だから、早くできたって10年もたせるんだな

という答えが、辻本さんが各地で言われていたことなんですよ。10年間は飲んでもらいますと。だからそれは早くできても、10年間は間違いなんですねとここでただしているだけの話なんですよ。工事が10年かかるから飲ませるという回答じゃなかったですよ。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）合併前の、私も水道であったときに、高野口の水道との協議の中で、少なくとも二、三年ではできないということは確認されてございまして、説明会のときに、あれはどれぐらいかかるのやという話、これは行政サイドの話でございますけれども、どれぐらいの説明でいったらいいかなということも協議してございます。ということで、合併特例債を使っていく中でも、水道につきましても10億円程度かかるということもございましたので、少なくとも三、四年ではできないということで、合併特例債の切れる前まで、10年ほどかけてせざるを得んのかなというような形で協議がなされてございます。ということで、説明の中では、できたから、できてもできてへんでもということはどう言いましたかわかりませんが、橋本、高野口の協議の中では10年ほどかからないと水源の一元化ができないというような話になってございました。

以上でございます。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）一応了解しておきます。わかりました。

辻本さんの、清水議員の議会での答弁のとおりでございますと、事実もくそも言っていないじゃないですか、これ。これは回答として受け取るわけにいかないんですけれども。

議長（上田順康君）市長職務執行者。

市長職務執行者（辻本仁至君）清水議員の再質問にお答えいたします。

私、ここへ、平成16年の9月の一般質問の要項を持っておりますので、この答弁書、議会にあると思いますので、これを読んでいただければ答えになっていると思っております。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）あなたが最初に回した文章には、先方さんからとめられたと言っているんですよ。議会答弁は、私がいったんとめたと言っているんですよ。その違いはどう理解させてもらったらよろしいんですか。

議長（上田順康君）市長職務執行者。

市長職務執行者（辻本仁至君）再度申し上げますけれど、この16年の9月の一般質問に答えたとおりでございます。

議長（上田順康君）7番 清水君。

7番（清水信弘君）なってないですよ。答えにはなっていません。

そしたら、方向を変えて言いたいと思えますけれども、応其中学校に野積みするのは、私はあれはやめてくれと言ったと思うんですよ。そしたら課長が、そこ、どうしても積まないかんだったら、私は松尾道へ行って行ってくれと言ったんですよ。そしたら、松尾道は車が回頭できないと。回頭できないから、ここで仕方ないんだということでしたわね。そしたら、地元の有力者が辻本町長に会いに行ったと思うんですよ。そのときに、辻本町長に何て言われたんですか。

（発言する者多し）

7番（清水信弘君）わかりました。

（「しっかり答えてもらったらええんや」と呼ぶ者あり）

（発言する者多し）

7番（清水信弘君）いや、私は真実を聞きただけなんです。だからそのときに辻本さんがその有力者の方に、おまえ、明日からとめれと言ったらとめましたわね。

（発言する者多し）

7番（清水信弘君）不規則発言とめてください。

それで、山のほうへ持っていきまして、そのときにはそんな有力者の言うことやったら、車の回頭ができるわけですか。私が言ったってできないでやで。要するに、応其中学校にするということは、これは白紙請願の反対派に対する報復と違うんですか、これは。

議長（上田順康君）暫時休憩いたします。

（午後1時45分 休憩）

（午後2時26分 再開）

議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

7番 清水信弘君。

〔7番（清水信弘君）登壇〕

7番（清水信弘君）市長職務執行者のほうから、こういうことに答えていただいていないので、ちょっとお答え願いたいと思うんですよ。けれども、ごく最近、私が話している、その方と話しているときに、やはり周辺住民の代表がとめに来たとクリーンセンターの関係者に確認していますと。そのことについて、町長が一昨年、議会で発言したことは食い違いますので、そのことはどうなんですかと、そのことだけお答え願いたいと思います。

議長（上田順康君）市長職務執行者。

〔市長職務執行者（辻本仁至君）登壇〕

市長職務執行者（辻本仁至君）先ほどから話していますように、最近だれかに聞いたということでございますけれど、平成16年の9月21日の私の一般質問の答えのとおりでございます。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）そしたら、町長がとめたわけですね。それだけ、ほんだら町長がとめたんですね。町長がとめたんですね。それ

で、理解させてもらってよろしいわけですね。

議長（上田順康君）市長職務執行者。

市長職務執行者（辻本仁至君）はい、そのように答えております。

議長（上田順康君）7番 清水信弘君。

7番（清水信弘君）終わります。

議長（上田順康君）これをもって、7番 清

水信弘君の一般質問は終わりました。

---

議長（上田順康君）以上で、本日の日程は終わりました。

本日は、これで散会いたします。

（午後2時29分 散会）